資料５

令和８年 10 月 29 日
児 童 相 談 課

葛飾区社会的養育推進計画の進捗報告について

１　経緯等

国は、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づき「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に令和２年度から 11 年度の期間について、「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めた。

区は、令和５年 10 月より児童相談所を設置する区となったことから、令和６年度に、後期計画期間にあたる令和７年度から令和 11 年度までの期間について、「葛飾区社会的養育推進計画」（以下、本計画という）を策定したところである。

計画初年度の令和７年度を終えた現状における、進捗報告を行う。

２　本計画の記載事項

（１）社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
（２）当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
（３）子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
（４）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
（５）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
（６）一時保護改革に向けた取組
（７）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
（８）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
（９）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
(12) 障害児入所施設における支援

３　進捗報告

別紙のとおり

別紙

章項目		中項目	概要	取組方針等 （今後の検討事項含む）	整備目標（3章のみ確保方策）と実績 項目名	R7目標	R7実績	R8目標	～	R11目標	達成状況 進捗状況
1章	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	―	計画策定の背景・位置付け等の整理	―							―
2章	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	子どもへの意見聴取等措置について	里親委託、施設入所、一時保護などの決定時等において、子どもからの丁寧な意見聴取に努め、これを勘案して支援方法や内容等を検討する。	子どもの意見又は意向を勘案し、必要な事項を子どもに丁寧に説明した上で措置を行うことで、子どもの最善の利益を考慮した支援を実践する。							取組方針等のとおり実施している。
		意見表明等支援事業について	葛飾区子どもの権利条例や、こども基本法の考え方に基づき、意見表明や社会参画の機会を確保する。 子どもの権利擁護事業を推進し、子どもからの相談や権利侵害に対応するための体制を整えている。	子どもに接する職員等への研修により、子どもの権利を理解し子どもの意見を大切にできる環境を整える。 子どもが相談や意見表明をしやすくなるよう、訪問型の意見表明支援などの体制を推進していく。	職員研修実施回数	3回	4回	3回	～	3回	児童福祉司をはじめ、子どもに接する機会の多い区職員のほか、私立保育園の職員や区民向けに、子どもの権利に関する研修を実施している。
					職員等研修受講人数	100人	104人	100人	～	100人	
					子どもの権利擁護事業における意見表明件数	20件	5件	20件	～	20件	
		子どもの権利擁護に係る環境整備について	葛飾区児童福祉審議会における子どもの権利に関する専門部会（権利擁護部会）、第三者機関である子どもの権利委員会を設置して、子どもの権利擁護の仕組みを整えている。 権利に関する学習用教材等を作成し、被措置児童だけでなく、区内小中学校等を通じて児童・生徒に対し、普及啓発を図っている。	施設等にいる子どもに対し、定期的に説明機会を設け、子どもの権利や意見表明ができることについて理解を深めていく。 子どもの権利に関する認知度の向上を目指し、有効な教材の活用等の方法を検討していく。	権利擁護部会における子どもからの意見申立て件数	3件	0件	3件	～	3件	令和7年度に意見申立ては発生していないが、意見表明があった子どもに対し、その都度、児童福祉審議会権利擁護部会へ意見申し立てができることを説明している。 認知度については、「子育て・若者に関するアンケート」において、無作為抽出により保護者・若者・子どもへの調査を実施したもの
					権利に関する認知度	25%	41%	35%	～	50%	
3章	子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	相談支援体制の整備に向けた取組	区では「葛飾区子ども総合センター」において、子ども及び家庭に係る総合的な支援を行ってきたが、令和6年4月より「こども家庭センター」の設置が努力義務となり、そのさらなる強化及び拡大が求められている。 また、区の調査及び検討組織にて、ヤングケアラーに必要な支援体制等の整理も行われている。	令和8年4月の「こども家庭センター」機能整備を目指し、人材を育成するとともに、支援が必要な子どもや保護者の把握と、切れ目ない支援体制を構築する。 ヤングケアラー本人やその家族に寄り添った取組ができるよう、子ども自身や関係機関等に向けた周知・啓発や研修を実施していく。							令和8年4月1日より、子ども総合センターにて「こども家庭センター」機能を含めて業務を実施している。
		家庭支援事業等の整備に向けた取組	令和4年改正児童福祉法において、以下6事業が家庭支援事業として位置付けられた。 ①子育て短期支援事業 ②養育支援訪問事業 ③一時預かり事業 ④子育て世帯訪問支援事業 ⑤児童育成支援拠点事業 ⑥親子関係形成支援事業 母子が分離されることなく入所できる母子生活支援施設では、その世帯の状況に応じて多岐にわたる支援を実施している。	*○番号は、概要の家庭支援事業の６事業と連動* 個々のニーズに合わせた家庭支援事業の利用を勧奨し支援していくとともに、ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充や、乳児を対象としたショートステイ事業の区内での実施についても、今後検討していく。 母子生活支援施設では、関係機関との連携の下、時代に即した新たなニーズの把握と適切な対応のため、施設の人材育成や環境改善を支援していく。	①ショートステイ事業 延べ人数	3,145	1,023	4,296	～	4,296	本項に限り、左の数値は「確保方策」（区民のニーズを想定し、区が準備する供給体制の最大値）に対する「実績」となる。 実績が確保方策内に収まっていれば、区民のニーズに対応できていると考えられる。 （本項の確保方策は、子ども・若者総合計画第5章5「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」から抜粋している）。 ⑤児童育成支援拠点事業については、ニーズ等を踏まえ、事業の実施について検討し、令和8年度から実施することとした。 ⑥親子関係形成支援事業は、児童相談所内で職員向けに周知・デモを行い事業の理解を深めたことで積極的な利用につながっている。
					①ショートステイ事業 施設数	2	2	2	～	2	
					①トワイライトステイ事業 延べ人数	5,660	508	7,180	～	7,180	
					①トワイライトステイ事業 施設数	2	2	2	～	2	
					②事業者数	1	1	1	～	1	
					③幼稚園等　延べ人数	132,930	136,937	132,930	～	132,930	
					③幼稚園等　施設数	30	30	30	～	30	
					③保育所等　延べ人数	65,306	21,977	65,306	～	66,035	
					③保育所等　施設数	38	39	38	～	39	
					④延べ人数	408	239	400	～	378	
					⑤（実施方策の検討）	―	事業実施の検討	―	～	―	
					⑥実人数	6	30	6	～	6	

章項目		中項目	概要	取組方針等 （今後の検討事項含む）	整備目標（3章のみ確保方策）と実績						達成状況 進捗状況
					項目名	R7目標	R7実績	R8目標	～	R11目標	
4章	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	妊産婦等生活援助事業の整備について	令和4年改正児童福祉法において、生活困窮を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業が創設されたため、区で実施する場合の課題を整理している。	関係機関と共に課題解決に取り組み、包括的な支援体制の実現に向けて事業実施を検討する。							引き続き検討を行っている。
		助産施設・助産制度の周知について	経済的理由で入院助産を受けにくい妊産婦を対象とする助産施設・助産制度は、特定妊婦等の養育支援にも有効な制度と考えられる。	相談窓口での制度周知と相談員等への情報提供を継続し、特定妊婦等への支援を実施していく。							取組方針等のとおり実施している。
		連携について	保健センターと子ども家庭支援課が各々の機能を活かして連携し、妊娠届出時から支援の必要性を早期に共有して、切れ目のない支援を行っている。	要保護児童対策地域協議会の活用等を通じて、こども家庭センターを中心に情報共有や支援の地域ネットワークを構築する。							令和8年度からのこども家庭センター機能の整備に向け、サポートプラン作成に係る研修会の受講により専門職員を育成するとともに、合同ケース会議を試行し、母子保健部門と児童福祉部門が協働チームで継続して支援する体制を構築した。
		その他事業による支援体制の充実について	ゆりかご面接、妊娠後期訪問、健診費用助成、乳児家庭全戸訪問などの事業を通じ、妊娠期から子育て期まで親子の心身の健康を支援している。	子ども・子育て支援法に創設される妊婦のための支援給付と、児童福祉法に創設される妊婦等包括相談支援、リスク予防と早期発見等の取組で、妊産婦の子育てを支えていく。							取組方針等のとおり実施している。
5章	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	—	計画期間内の子どもの人口推計を元に、措置児童数や代替養育を必要とする子どもの見込み数を算出	—							—
6章	一時保護改革に向けた取組	一時保護の体制整備	区の一時保護所の定員は30人。学齢以上は全て個室とし、個別入浴、第三者委員、意見箱など、子どもの人権に配慮した体制を整えている。	施設・運用面の基準を満たしつつ利用しやすい施設を目指すとともに、里親、児童福祉施設、病院等と連携し、必要に応じて委託一時保護の体制整備を進める。							取組方針等のとおり実施している。
		一時保護における子どもの最善の利益について	令和6年度に一時保護所の第三者評価を実施、以降3年ごとの実施を予定している。個々の子どもの社会的、文化的、宗教的背景への配慮などをしながら支援を行っている。	一時保護の期間や制限を必要最小限としながら、今後も引き続き、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行う。	一時保護所の第三者評価	次回実施は令和９年度予定					次回の第三者評価は令和9年度実施予定。引き続き子どもの最善の利益にかなう保護・支援に取り組む。
		基礎自治体の児童相談所の役割	子どもの権利に配慮し、私物の持込みや通学などの制限は、一時保護の目的が達成できる範囲で、必要最小限とする。児童相談所と子ども総合センターが同じ基礎自治体内で両輪となって連携し、家庭復帰後の継続的な支援を行う。	家庭復帰後の支援においては、子ども食堂、学習支援等の居場所づくりを推進する支援団体との連携を深めるなど、基礎自治体の強みを活かして身近な地域資源を活用する。							取組方針等のとおり実施している。

章項目		中項目	概要	取組方針等 （今後の検討事項含む）	整備目標（3章のみ確保方策）と実績						達成状況 進捗状況
					項目名	R7目標	R7実績	R8目標	～	R11目標	
7章	代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	家庭養育優先の原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、家庭復帰、自立支援、入所調整に特化した職員を配置し、家庭復帰が難しい場合の親族等養育や特別養子縁組を検討する体制を整えている。	現体制の下で包括的に支援を行い、子どもの意向や実親の理解醸成を経た代替養育先の決定等、適切なケースワークを行う。措置期間の長短だけで評価せず、個々の子どもに応じて適切に進行管理を行う。	家庭復帰支援員の配置	1人	1人	1人	～	1人	各担当職員を配置することで、措置等における入退所、その後の家庭復帰や自立支援への適切な検討及び対応を行っている。
					自立支援相談員の配置	2人	2人	2人	～	2人	
					入所調整担当の配置	1人	1人	1人	～	1人	
		親子関係再構築に向けた取組	ペアレントトレーニング等の担当職員を配置し、プログラムの適否や実施効果を共有して、連続性のある支援に努めている。保護者に対する相談支援に係る研修の受講促進により、職員のスキルアップを図っている。	研修内容を増やして支援体制を充実するとともに、親子関係再構築支援に関する資源を持つ子ども総合センターや関係部署と連携して、切れ目のない支援を行う。	CAREワークショップ新規ライセンス取得者数	3人	1人	3人	～	3人	現在所属している児童相談所の児童心理司はほぼライセンスを取得しており、引き続き新規採用者や転入者に取得を促していく。その他、児童福祉司や子ども総合センター職員への研修受講も進めている。
					セカンドステップ基礎研修会新規ライセンス取得者数	5人	2人	5人	～	5人	
					ペアレントトレーニング（精研式等）新規ライセンス取得者数	4人	1人	4人	～	4人	
		特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	里親養育支援の児童福祉司を配置するとともに、フォスタリング機関による、制度の普及啓発から養子縁組成立後までの一貫した支援体制を構築している。	特別養子縁組等の検討を組織的に行い、必要に応じて特別養子適格の確認の審判の申立て等を積極的に検討する。							特別養子適格の確認は令和6年度以降発生していないが、必要とあれば適切に検討を行う体制を整えている。
8章	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等	代替養育を必要とする子どもに対しては、子どもの意見と最善の利益を優先して考慮しながら、家庭と同様の養育環境である里親又はファミリーホームでの代替養育を検討する。	施設入所が長期化している子どもの里親等委託への措置変更など、家庭養護への移行に努めていく。更に多くの里親を確保するため、基礎自治体の強みを活かし、区内のイベントなど様々な機会を捉えて里親制度の普及啓発やリクルート活動を行っていく。	里親等委託率（全体）	15.8%	11.2%	17.4%	～	23.1%	里親等委託率が目標を下回っており、これを向上させるためにも、里親登録数、特に養育里親の確保が課題である。 より効果的な広報活動を検討しながら、里親制度の認知向上に努め、里親登録数や委託率を伸ばしていく。
					里親登録数	37世帯	34世帯	41世帯	～	55世帯	
					ファミリーホーム数	1箇所	1箇所	1箇所	～	1箇所	
					里親認定部会の開催回数	3回	1回	3回	～	3回	
		里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	里親が地域で孤立することのないよう、里親養育支援の児童福祉司を配置するとともに、フォスタリング機関による一貫した支援体制を構築している。	令和4年改正児童福祉法で創設された里親支援センターについては、その業務内容を担っているフォスタリング機関の業務状況を踏まえた上で、設置準備を進める。	里親支援センターの設置数（令和11年までに）	-	0箇所	-	～	1箇所	里親支援センターについては、求められる業務内容をフォスタリング機関で網羅しつつ、国や他自治体の動向を注視しているところである。
					必須研修以外の研修実施回数	6回	4回	6回	～	6回	
					必須研修以外の研修受講者数	20人	15人	20人	～	20人	
9章	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	—	区内の児童養護施設2箇所では、できる限り良好な家庭的環境のための小規模化又は地域分散化や専門職の加配を行っているほか、子育て短期支援事業や専門的ケア等の様々な取組が行われている。	小規模化、高機能化、多機能化といった機能転換に向けた取組について、区外の施設への措置等も多いことから、都全体における整備方針と整合を図りながら、適切に支援する。							取組方針等のとおり実施している。

章項目		中項目	概要	取組方針等 （今後の検討事項含む）	整備目標（3章のみ確保方策）と実績 項目名	R7目標	R7実績	R8目標	～	R11目標	達成状況 進捗状況
10章	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握について	社会的養護経験者等は、措置等の解除後に家庭に頼ることが難しく、精神的・経済的な不安定さや自立生活上の困難を抱える場合が多い。区では子どもの自立を支援する児童福祉司の配置や、施設における自立支援担当職員配置への支援を行っている。	自立支援を必要とする社会的養護経験者等が増加していく見込みであることから、実情把握と必要な援助を行う体制を強化する。							取組方針等のとおり実施している。
		社会的養護経験者等の自立に向けた取組	令和4年児童福祉法改正により、措置解除者等に住居その他の生活援助を行う児童自立生活援助事業の実施場所や対象年齢が拡大されたほか、社会的養護自立支援拠点事業が創設された。 区では、国の「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」に沿った対応・検討を進めている。	児童自立生活援助事業の活用を進めるとともに、社会的養護経験者等の相互交流や相談・助言の場となる、社会的養護自立支援拠点事業の実施に向けた検討を進める。 令和7年度から、社会的養護経験者等が進学や就職により自立する際、必要となる費用の一部を支援する制度を創設する。	児童自立生活援助事業所 Ⅰ型 管轄内実施箇所数	－	0箇所	－	～	0箇所	令和7年度から、社会的養護経験者が自立して生活を始めるにあたって、必要となる費用の一部を援助する事業を開始した。 社会的養護自立支援拠点事業については、実施に向けて準備を進めている。
					児童自立生活援助事業所 Ⅰ型 入居人数	－	0人	－	～	0人	
					児童自立生活援助事業所 Ⅱ型 管轄内実施箇所数	－	0箇所	－	～	1箇所	
					児童自立生活援助事業所 Ⅱ型 入居人数	－	0人	－	～	5人	
					児童自立生活援助事業所 Ⅲ型 管轄内実施箇所数	－	1箇所	－	～	7箇所	
					児童自立生活援助事業所 Ⅲ型 入居人数	－	4人	－	～	8人	
11章	児童相談所の強化等に向けた取組	児童相談所の体制強化について	区の児童相談所開設に当たっては、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って職員を配置している。	児童虐待相談対応件数に応じて計画的に適切な人員を確保するとともに、職員の精神的な負担の軽減を担う支援者支援コーディネーターによる職員の支援体制を強化し、職員の定着を図る。	児童相談所の第三者評価 （3年ごと）	実施	実施	－	～	－	児童相談所として必要な人員は確保しているが、開設からの年次が浅いこともあり、一定の経験年数を要するスーパーバイザー（SV）の育成が課題となっている。 令和8年9月時点ではSVは4名となっているが、引き続き配置数の増に向けて取り組む。
					一時保護所の第三者評価 （令和9年度実施予定）	次回実施は令和９年度予定					
					児童福祉司の配置数	37人	45人	37人	～	37人	
					児童心理司の配置数	21人	21人	21人	～	21人	
					児童福祉司スーパーバイザーの配置数	6人	2人	6人	～	6人	
					医師の配置数	4種	4種	4種	～	4種	
					保健師の配置数	1人	1人	1人	～	1人	
					弁護士の配置数	1人	1人	1人	～	1人	
		児童相談所の専門性強化について	「葛飾区児童相談所・一時保護所人材育成方針」を定め、年度ごとに現場のニーズも踏まえた研修計画を策定・実施している。	研修による職員の支援力向上を図るほか、関係部署間のジョブローテーションにより児童福祉に関する幅広い視点とスキルを持った職員を育成し、区全体での知識の共有と対応力強化につなげる。	研修の受講者数	250人	979人	250人	～	250人	サインズ・オブ・セーフティ（保護者や支援者が協働して児童の安全を確保するためのケースワーク手法）の定期的な研修を始め、内部・外部での幅広い研修を用意し、多くの職員が積極的に参加している。
		関係部署、関係機関等との連携体制について	子ども総合センターと児童相談所を同じ児童相談部内に置き、相互連携の深化を進めている。	基礎自治体である区に児童相談所を設置した強みを活かし、関係部署・機関との連携を深め、児童相談体制を強化する。							取組方針等のとおり実施している。
12章	障害児入所施設における支援	―	代替養育を必要とする子どもに対しては、障害の有無にかかわらず家庭養育優先原則に基づいて措置先を検討するが、それが適当でない困難な課題がある子どもには、施設等への入所措置を行う。	障害に対する正確な理解の下、障害特性に応じた良好な家庭的環境で子どもの養育が行われるよう、都及び他の児童相談所設置区と連携して、施設のケア単位の小規模化を図る。							取組方針等のとおり実施している。